

県境不法投棄事案の主な経緯

平成 3年1月	三栄化学工業(株)に対して中間処理業(堆肥化)の許可を追加
平成7年～	住民・従業員から苦情、情報提供及び県による立入調査等
平成7年9月	燃え殻の不法投棄を確認
平成8年11月	不法投棄により三栄化学工業(株)に対し事業の全部停止処分(30日間)
平成11年11月	岩手・青森両県警合同の強制調査(廃棄物処理法違反)
平成12年5月	原因法人の関係者を逮捕
平成12年6月～	投棄された廃棄物の撤去等を命じる措置命令
平成12年8月	三栄化学工業(株)の業の許可取り消し
平成12年10月	縣南衛生(株)破産決定
平成12年12月	縣南衛生(株)の業の廃止
平成13年6月	三栄化学工業(株)解散
平成14年～15年	原状回復措置等について検討するため、両県合同検討委員会を4回開催
平成15年6月	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の公布施行
平成15年7月	県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を設置
平成15年8月	原状回復方針を発表
平成15年9月	県境再生対策室、県境再生対策推進本部を設置
平成16年1月	県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画書に対する環境大臣の同意
平成16年3月	風評被害対策制度の創設
平成16年12月	不法投棄産業廃棄物の一次撤去を開始
平成19年4月～	本格撤去の開始
平成22年3月	「青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画」を策定
平成25年12月	廃棄物等の全量撤去完了

原状回復方針の検討



第4回合同検討委員会(平成15年6月)

廃棄物の撤去開始



一次撤去開始(平成16年12月)

不法投棄現場環境再生計画の策定



現場の環境再生に関する県民ワークショップ
(平成20年9月)